

令和 8 年度

おいらせ町農業委員会

第 1 回 総会議事録

期日 令和 8 年 4 月 10 日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第1回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎 402会議室

2. 開会期日 令和 8年 4月 10日 (金) 午後 4時59分

3. 閉会日時 令和 8年 4月 10日 (金) 午後 5時17分

4. 出席委員

1番 上久保 辰視 君	2番 袴田 光雄 君	3番 岩崎 仁 君
4番 吉田 良紀 君	5番 柏崎 幸子 君	6番 日ヶ久保 浩幸 君
7番 立花 友彦 君	8番 田中 正幸 君	9番 玉川 勉 君
11番 久慈 弘子 君	12番 日ヶ久保 亨 君	13番 沼館 廣志 君
14番 松林 勝智 君		

5. 欠席委員

10番 松林 一弥 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第1号 農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について
- (2) 報告第2号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (3) 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 報告第4号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (5) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (6) 議案第2号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について

7. 会議録署名委員

12番 日ヶ久保 亨 君、13番 沼館 廣志 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 勝徳 次長 木村 英樹 主幹 野崎 広典

9. 書 記 主幹 野崎 広典

開会 午後4時59分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和8年度第1回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、14名中 13名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、10番 松林 一弥 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会会議規則第28条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、13番 沼館 廣志 委員、12番 日ヶ久保 亨 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の野崎主幹を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (柏崎事務局長)	<p>はい。それでは、報告第1号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p>

<p>議 長</p>	<p>令和8年4月1日付けで人事異動があり、私、柏崎と野崎主幹が配属されております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>ただいまの報告第1号について、皆さんからの質疑を受けます。ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第1号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第2号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の2-1から2-4ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりであります。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ただいまの報告第2号について、皆さんからの質疑を受けます。ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第2号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第3号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3-1、3-2ページと、資料1から3をご覧ください。</p> <p>照会は3件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第3号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第4号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、報告第4号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の4-1から4-7ページをご覧ください。</p> <p>令和8年2月総会で要請を決定した20件について、中間管理機構か</p>

<p>議 長</p>	<p>ら認可、公告を受けたことから、報告するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第4号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>それでは、議案第1号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案2件であり、権利の内容は所有権移転が2件です。</p> <p>番号1は親族間贈与による所有権移転です。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 一川目四丁目の畑1筆、面積は1,961平方メートルとなっております。</p>

	<p>番号2は売買による所有権移転です。</p> <p>資料5をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 沼小屋の田2筆、面積は合計2,092平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。</p> <p>また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>1 3 番 (沼館委員)</p>	<p>はい。13番 沼館です。</p> <p>番号2なんですけども、譲渡人が [REDACTED] の人で、譲受人が [REDACTED] の人になっていると思います。で、会社員ということなんですよ。で、この人は多分この耕作目的で、この住所で耕作していると思うんですけども。今、話を聞いたら許可基準に合っているということで。この許可基準というのは、どういう基準なんですか。</p>
<p>事 務 局 (木村事務局次長)</p>	<p>はい、議長。それでは沼館 委員のご質問にお答えします。</p> <p>許可基準ということで、その内容と。こちらがですね、全部で6つ、基準があります。</p> <p>1つ目が全部効率利用ということで、効率的に利用できるかどうかというものがひとつ。</p>

<p>1 3 番 (沼館委員)</p>	<p>で、2つ目が農地所有適格法人以外の法人ではないかどうかという。こちらは個人は関係ございませんので。</p> <p>で、第3つ目、それは信託を受けたかどうか。これも関係はございませんので、この方は該当なしということになります。</p> <p>で、4つ目、先ほど従事の時間というか、その確認なんですけども。日数については申請書の方にですね。その日数の労働時間等、あと人数を記載するところがございまして、この方は3人の方でこの農地を耕作するというので、作業日数は150日、3人分ですね。ということで、届出がきております。ということで、こちらは許可をしたというふうになっております。</p> <p>で、5つ目ですね。転貸の禁止。他の人に貸さないということで、こちらも該当がないということで判断しております。</p> <p>そして6つ目、最後です。地域の調和。こちらが周辺の農地の方に影響がないかどうかということで。こちらも影響がないということで判断をしてトータルで許可をしております。</p> <p>なお、この方に関しては昨年度、定例総会の回数は忘れちゃったけどの、3条で他の、この周辺ですね、1筆、3条で許可を出しておる方でありましたので。そちらもきちんと耕作しておりますので。その農地をまた広げて耕作をするということで、こちらが許可を出て、申請があつて許可を事務局の方でしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>そしたらこの人はあの、田んぼということで、稲作をやるということでよろしいですか。</p>
-------------------------	---

<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>はい、議長。それではお答えいたします。</p> <p>この方がですね、あの登記台帳、現況とも田んぼなんですけども。作付は畑ということで、にんにくとかぼちゃ。で、実際ここ、現地を確認したところ、田んぼの体をなしていなくて、まず畑ですね。ていうことで、台帳上は、登記上は田んぼですけども。で、現況も田となっておりますけども、これは現地確認したところ田ではなくて畑という形。あとでここは修正をかけていきたいと思います。</p> <p>はい、以上です。</p>
<p>1 3 番 (沼館委員)</p>	<p>今、なんで質問をしたかという、田んぼっていうから多分、水の管理なんか [REDACTED] からこういつも通うのかなと思って、心配で今、質問したところです。</p> <p>それでですね、権利移転なんですけども。前にあの45号線沿いの火事になったパチンコ店、なくなりましたけども。あそこセブンイレブンがあります。あその中間に畑があったんです。あれ買うときにですね、野菜をやるとなりまして、これ八戸の人なんですけども、本当にこれ作付するんですかというので質問したらですね。作付するよということだったんです。で、これ見てる人にはわかると思うんですけども。とうもろこしをですね、作付して1200トンだったかな、それを作ってネット販売するという話だったんです。それを見てもですね、一向に1回もやったあれがないんです。あの作付した形跡がないんです。ということは、農業委員会に嘘をついてですね、それを買った取得したということになるんですけども。それに関しては何にも法律的には問題はないんですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。お答えします。</p>

<p>(木村事務局次長)</p>	<p>法律的には問題がございます。やはり3条は農地を譲り受けた方が農地として利用しなければならないということになっております。ただし、その永久に農地として利用しないといけないかということでもなくてですね。例えば、譲り受けた時から3年間耕作をして、その方がどうしても転用をしたい場合、特例としては3条から農地じゃない5条という形でできます。ただし1年目、2年目ですぐ転用となると、そこは無断転用という形での法律での扱いになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>1 3 番 (沼館委員)</p>	<p>ですから、その土地、1回も作付したのを見たことないんです。まあ、1年目はですね、あそこにドラッグストアを作るからと、あそこの土地を借りて資材なんかを、資材置場にして使ったところなんですけども。それ以降、一切やっていなくてですね。それ以降もやるような、とうもろこしも一切やったことがないんですよ、見た感じ。1年目も2年目も3年目もですね。それはどうなっているのか。それは農業委員会の方として、何か質問とか注意なんかはしているんですか。</p>
<p>事務局 (木村事務局次長)</p>	<p>はい、議長。お答えします。</p> <p>はい、すいません。私もまず今年で2年目でして、今沼館委員からのまずお話を初めてそういう気持ちがありましたので。その時の対応が今、どのような事務局の方で対応をしたのかというのは、こちらではお答えできないので、あとで確認をしてお知らせします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ほかありませんでしょうか。よろしいですか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第1号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第1号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (柏崎事務局長)</p>	<p>はい。それでは、議案第2号についてご説明いたします。</p> <p>議案書の6-1から6-8ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和8年3月19日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。</p> <p>内容は、使用貸借権が8件、賃借権が7件、売買が5件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は65筆で、合計面積は115,229平方メートル(11.5ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。…ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第2号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第1回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後 5時17分